

## 介護保険実地指導の標準化・効率化を図る新運用指針発出

厚生労働省は、5/29付で通知「**実地指導の標準化・効率化等の運用指針について**」を都道府県、指定都市、中核市に対して老健局総務課介護保険指導室長名で発出しました。

### 介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針の概要

背景

介護サービス事業所の増加

自治体間の確認項目や実施状況に差異

標準化・効率化が必要

#### 運用指針の内容

・「標準確認項目」「標準確認文書」の設定	・原則として「標準確認項目」以外の項目の確認は行わず、「標準確認文書」以外の文書は求めない。
・実地指導の所要時間の短縮	・標準確認項目を踏まえて実地指導を行うことで、一の事業所あたりの所要時間の短縮を図る。
・実地指導の頻度	・事業所の指定有効期間内（6年間）に1回実施することを基本とし、過去の実地指導等において問題がないと認められる事業所は集団指導のみとすることも可能とする。
・同一所在地等の実地指導の同時実施	・同一所在地や近隣の事業所に対しては、できるだけ同日又は連続した日程で実施することとする。
・関連する法律に基づく指導・監査の同時実施	・老人福祉法等に基づく指導・監査等との合同実施については、同日又は連続した日程での実施を一層推進する。
・運用の標準化	・実施通知は原則として実施の1ヶ月前までに通知するとともに、当日の概ねの流れもあらかじめ示すものとする。 ・利用者の記録等の確認は原則3名（居宅介護支援事業所については、原則、介護支援専門員1人あたり1～2名）までとする。
・実地指導における文書の効率的活用	・確認する文書は原則として実地指導の前年度から直近の実績までの書類とする。 ・事前又は当日の提出文書は1部とし、自治体が既に保有している文書の再提出は不要とする。

#### その他の留意事項

- ・担当者の主観に基づく指導は行わない。
- ・高圧的でない言動による事業者との共通認識に基づく適切な助言の実施。
- ・事業所管理者以外の同席は可能（実情に詳しい従業者等）。

など

効果

より多くの事業所を指導

サービスの質の確保

利用者保護

#### ○実地指導の「標準確認項目」「標準確認文書」を明示

この通知は、弊社が受託した2018年度の厚生労働省老人保健健康増進等事業「実地指導の効率的な手法等に関する調査研究事業」の報告書に基づいて、介護保険事業所に対する実地指導の標準化・効率化を図るためのものです。最大の特徴は、「**実地指導の標準化・効率化等の運用指針**」が添付され、介護保険における実地指導に対して「**標準確認項目**」「**標準確認文書**」が示されたことです。

国は2007年に、それまで実地指導指針の中で示してきた「**主眼事項・着眼点**」による指導が介護保険の実地指導が指摘型指導に陥る原因となっていると判断して、これを改めました。ところが、これに従わず、網羅的な指導を今日まで継続している自治体が少なくありませんでした。そのため、実地指導が汎骸化し、効率性が損なわれていることを課題としてその見直しを行ったのが、今回の新指針です。

国は、『**標準確認項目**』以外の項目は、**特段の事情がない限り行わないものとし**、『**標準確認文書**』以外の文書は**原則求めないものとする**と明記し、事業所・自治体双方の実地指導業務の効率化に向け、「**指導を簡素にしてよい**」という意思表示を行いました。

今回、「標準確認項目」「標準確認文書」は、訪問介護、通所介護、介護老人福祉施設、居宅介護支援事業所、認知症対応型共同生活介護、介護老人保健施設、訪問看護の7種類のサービスについて示されています。「7種類のサービス以外のものについては、各自治体において適宜反映させる」と、自治体にゆだねられた形となっています。したがって、全自治体においてすべてのサービスに「標準確認項目」「標準確認文書」が標準的に適用されるまでにはしばらく時間がかかりそうです。

#### ○優良事業所の実地指導の頻度の緩和を明記

そのほか、特筆すべきポイントは、弊社が報告書で提案した内容を受けて「**優良事業所の実地指導の頻度の緩和**」が明記されたことです。この調査研究事業では、事業所数の多い大都市では、国が求める6年に1回の頻度の実地指導は困難であることが明らかとなりました。

このため「**実地指導の頻度**については、事業所の指定有効期間に最低でも1回以上は実施することを基本としつつ、本指針に基づく実地指導の標準化及び効率化等を図ってもなお十分な実施頻度の確保が困難な場合には、**過去の実地指導等において、事業運営に特に問題がないと認められる事業所の頻度を緩和し、集団指導のみとすることなども検討すること**」と示されることになりました。

※「実地指導の効率的な手法等に関する調査研究事業」については、まもなく弊社ホームページにアップロードする予定です。